

復職支援!  
給与補助!  
家賃補助!



東海村で、保育士として働きませんか？

# 村内で働く保育士を支援します！

村では令和元年度から3年間、「東海村保育士等緊急雇用対策事業」として、村内の認可保育所・認定こども園に勤務する保育士等に対し、助成金の交付を行います。これは“保育士等の雇用を促進し、質の高い保育を安定的に提供すること”を目的として、保育士等の処遇改善を行うものです。

詳しい条件や申請方法等については、村公式ホームページをご覧ください。



	潜在保育士等復職支援助成金	保育士等処遇改善助成金	保育士等就労支援家賃助成金
内 容	保育士の資格を持ちながら、一定期間保育士等として勤務をしていない方が、村内の認可保育所・認定こども園の保育士等として復職する際に、助成金を交付します。	村内の認可保育所・認定こども園で保育士等として働いている方に対し、助成金を交付します。	村内の認可保育所・認定こども園に保育士等として就労するために、村内に転入してきた方に対し、家賃の一部を助成します。
助成金額	10万円(1回のみ)	5,000円/月	上限2万円/月
対 象	▽平成31年4月以降に村内の認可保育所・認定こども園の保育士等として勤務を開始した方で、勤務開始前1年以内に、幼稚園・保育所・こども園等で保育士等として勤務していない▽勤務条件が「1日6時間以上」かつ「月20日以上」▽同一の認可保育所・認定こども園に2年以上継続して勤務する見込みである▽村税に未納がない——を満たす方 ※2年以内に退職等によって勤務を継続できなくなった場合、助成金は返還していただきます。	▽村内の認可保育所・認定こども園で保育士等として働いている▽勤務条件が「1日7時間45分以上」かつ「月20日以上」▽専ら乳幼児の保育業務に従事している▽村税に未納がない——を満たす方	▽村内の認可保育所・認定こども園に保育士等として就労するために、村内に転入してきた▽本人名義で賃貸契約をしている▽勤務条件が「1日6時間以上」かつ「月20日以上」▽村税に未納がない——を満たす方



※公立保育所・認定こども園の正規職員は対象外となります。

**申し込み・問い合わせ**▼子育て支援課(役場行政棟4階)備え付けの申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、令和元年5月以前から勤務している方は6月21日(金)まで、6月以降に勤務を開始する方は勤務開始月の末日までに、子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1185)へ申し込みください。※▽必要書類は助成金によって異なりますので、ご注意ください。▽申請書類は村公式ホームページからもダウンロードできます。